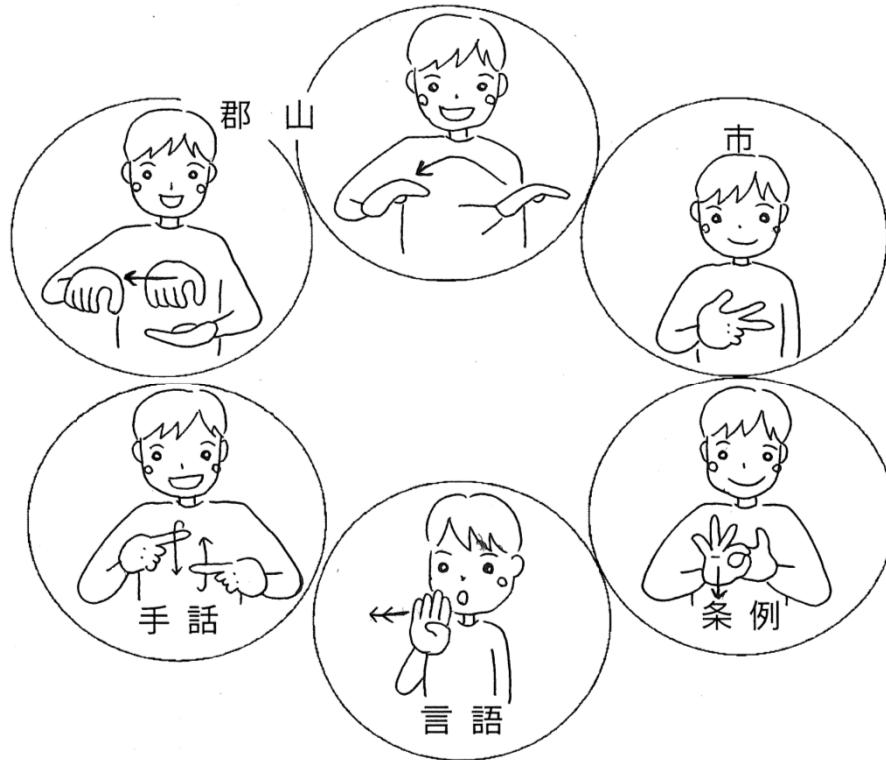




郡山市手話言語条例

2015年4月1日施行

～全ての市民が共に生きる地域社会を目指して～



人間は、言語によって自分の思いや考えを伝え、社会生活を営んできました。手話はろう者が手指の動きや表情などを使って、概念や意思を視覚的に表現する言語です。

私たちの住む郡山市は、歴史的に人と人が交流しながら成長を続けてきました。今後さらなる発展を目指し、市、市民及び事業者全てがお互いを理解し尊重しながら、信頼の絆で結ばれる社会を実現していくことが大切です。

私たちは手話が言語であるとの認識に基づき、市全体が手話の理解に努め、ろう者が、手話を使用しやすい環境づくりを推進することで、全ての市民が共に生きる地域社会を築いていくことを決意し、手話を言語として位置づける理念を表すためにこの条例を制定しました。

・郡山市手話言語条例の概要・

概要は次のとおりです。

目的

手話が言語であることの認識に基づき、手話の理解及び普及に関して基本理念を定め、市の責務及び市民の役割を明確化し、市が実施する施策の基本的事項を定め、全ての市民が共に生きる地域社会を実現します。 …第1条

基本理念

手話を必要とする人は、手話で意思疎通する権利を有しており、その権利を尊重し、手話の理解及び普及を行わなければなりません。 …第2条

市の責務

市は、基本理念にのっとり、手話の理解及び普及を図り、手話を使用しやすい環境を整備するため、必要な施策を推進します。 …第3条

市民の役割

市民は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めます。 …第4条



施策の基本的事項

○市は次のことを総合的・計画的に実施します。

- (1) 手話の理解及び普及に関すること
- (2) 手話による情報発信及び情報取得に関すること
- (3) 手話による意思疎通支援に関すること
- (4) 手話通訳者の設置及び処遇の改善に関すること
…第5条
- (5) 手話を学ぶ機会の確保を図ります。 …第6条
- (6) 手話を用いた情報発信に努めます。 …第7条
- (7) 手話通訳者の確保及び養成及び手話技術の向上を図ります。 …第8条
- (8) 学校において、児童、生徒及び教職員に手話を学ぶ機会を提供するよう努めます。 …第9条
- (9) 医療機関において、手話の使いやすい環境整備及び手話通訳者派遣制度の周知等に努めます。 …第10条

学校の設置者

手話の理解及び普及を図るために必要な措置を講ずるよう努めます。 …第9条

- 条例に関するパンフレットの配布
- ポスターの掲示
- 出前講座
- ライブネットこおりやま
- 手話通訳者派遣
- 手話奉仕員・手話通訳者養成講座
- 各団体への手話講座



医療機関の開設者

手話を必要とする人が、手話を使用しやすい環境を整備するために必要な措置を講ずるよう努めます。…第10条

事業者への支援

市は、事業者が行う手話に係る環境整備に対し支援に努めます。…第11条

一 郡山市の特徴のある施策一

災害時の対応

市は、災害時に情報の取得及び意思疎通支援に必要な措置を講ずるよう努めます。…第12条

防災訓練の強化

避難行動要支援者名簿の作成

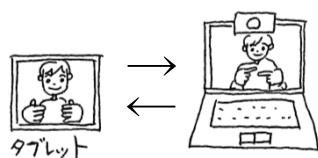


情報通信技術の活用

市は、情報通信の技術を活用するよう努めます。

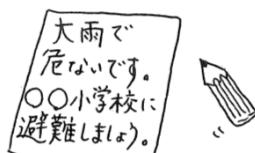
…第13条

ICTの利用の推進



その他の意思疎通支援の推進

市は、手話のほか要約筆記の活用等、意思疎通支援に必要な措置を講ずるよう努めます。…第15条



全ての市民が共に生きる地域社会の実現

～手話言語条例を作るきっかけと制定までの流れ～

全国の自治体で手話条例制定の動きが見られ始めたことや、東日本大震災の経験から情報の大切さを実感した郡山市では、条例制定の機運が高まりつつありました。

手話を必要とする人にとって暮らしやすい環境づくりを推進することを目的とし、手話の大切さや様々な機会で手話を広げていくために、その理念を定める条例という形で制定に至りました。

特に郡山市では、震災の経験を踏まえ、災害時においての情報取得等に必要な措置を講ずるほか、情報通信技術の活用に努めるなどの施策を盛り込んでいます。

また、この手話言語条例が、ろう者の皆さんを含めた障がい者政策全般について、より充実させていく契機になることを願い制定したものであります。

2014年8月～12月 手話言語条例検討会による検討（全4回）

- ・第1回検討会（8月6日） 実状把握（行政説明）
- ・第2回検討会（9月16日） 条文の検討
- ・第3回検討会（10月7日） 条文の検討、パブリックコメントの取りまとめ
- ・第4回検討会（12月25日） パブリックコメント結果報告、最終取りまとめ

2014年11月26日～12月16日 パブリックコメント実施

2015年3月20日 制定

・手話は言語・

昔、手話は言語として認められていませんでした。歴史的に禁止されていた時代もあり、今もその時の苦労や差別されていたという意識を忘れていない人もたくさんいます。しかし現在は少しずつですが変わってきています。

2006年、国連総会で障害者権利条約が採択され、「手話は言語」であることが世界的に認められることになりました。日本においても2011年に障害者基本法の改正があり「言語に手話を含む」と明記され、2014年1月には、障害者の権利に関する条約を批准しました。

手話は日本語を手指や表情に変えて表現していると思われがちですが、日本語とは異なる言語で、独自の語彙や文法体系をもっています。とても複雑で洗練された独自の構造をもっており、日本語とは語順をはじめとする、文を形作るルール（文法）が違っています。

日本語や英語があるように、手話も国によって語彙が異なります。また、日本語に方言があるように、手話にも地域に伝わる手話があります。

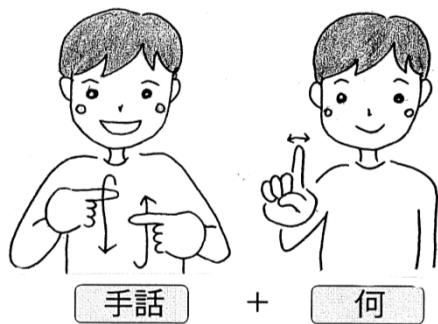
条例制定後の郡山市は？



手話とは

手話は独自の言語や文法体系をもっており、手指の動きや表情などを使って思考や概念を表現する視覚言語です。

ろう者の母語として使われ、ろう者が一番安心できるコミュニケーション方法です。



聴覚障がい者とは…

聴覚障がい者とは、耳の不自由な人のことをいいます。その聞こえの程度はいろいろで、少し大きな音なら聞き取れる人、補聴器を使用すれば聞こえる人、音は聞こえても言葉までは聞き取れない人、補聴器を使用しても聞こえない人などさまざまです。

「ろう者」「難聴者」「中途失聴者」など、聴力の程度や聴力を失った時期などによって言い方が違ってきます。

また、聴覚障害者は、外見が普通の人と同じように見えることから、「見えない障害」ともいわれています。

ろう者（ろうしゃ）

先天性、あるいは乳幼児期に失聴した人をいいます。言葉を獲得する前に聞こえない場合は、話すのが困難となる人も多くいます。

外見ではわかりにくいため誤解されやすい障害です。

ろう者の大多数は『手話』でコミュニケーションをしています。書けば通じると思われるがちですが、個人の成育歴、受けてきた教育により、言語の獲得理解力、情報の取得量、知識の蓄積など個人差が大きく、応対には配慮が必要になります。

難聴者（なんちょうしゃ）

聞こえにくい人のことをいいます。聞こえの程度はさまざまで、補聴器を使用していますが、音は聞えても言葉まで聞き取れない人もいます。また、1対1では聞えても集団では全く聞き取れない人もいます。会話の時は、補聴器を使用しながら口元を見て言葉を読み取る人が多いので、口元がはっきり見えるように配慮したり、通じない時は別の言葉に言い換えたりしてください。

中途失聴者（ちゅうとしちょうしゃ）

人生の途中で病気・事故・薬物等が原因で失聴した方をいいます。

言語獲得後に失聴したので話すことはできるのですが、話せるから聞こえていると誤解され不便な思いをしている人がいます。

中途失聴者は筆談が有効と思われます。

聴覚障がい者とのコミュニケーション

手話（しゅわ）

手の形、位置、向きによって単語を表し、手指や体の動き顔の表情など映像的に表現する言葉です。ろうあ者にとって一番多く用いられる方法で、感情の交流がしゃやすく、心の安定が得られる言語手段です。

口話（こうわ）

口話の訓練を受けた人の中には、相手の口の動きを見て、話の内容が理解できる人もいます。簡単な言葉は読めますが、早口やまぎらわしい口型の場合はよく分かりません。相手の顔を見てゆっくりはっきりと話し、大声は必要ありません。

空書（くうしょ）

空中に、伝えたいことを書く方法です。ひらがなや簡単な漢字などは、空中に黒板に書くようにすると、相手の人は読み取ります。長い文には向いていません。

指文字（ゆびもじ）

日本語の50音を指で表現します。人名、地名など、手話の補足に用いられます。年配の方には通じにくい時があります。



筆談（ひつだん）

紙に書いて、お互いの意思を伝え合います。中途失聴者や難聴者など、日本語を習得した人には有効ですが、ろうあ者の中には文章が苦手な人もいます。筆談の場合は、ポイントを押さえた簡潔な文章と読みやすい字で書いてください。

身振り（みぶり）

形や動きの特徴をとらえて体全体で表現します。



ろう者と接するときには…

- 聞えない方は、後ろから声をかけられたり、突然話しかけられたりすると、すぐに会話に入れないことがあります。軽く肩を叩いて合図をし、視線を合わせてから話しかめると良いでしょう。
- 手話や読話では口元の動き、表情、身振りなどが、意味を読みとる大きな手がかりとなります。顔を相手の方に向け、話題にしているものを指さすなどしながら、逆光にならないような位置で話をすることを心がけてください。
- マスクをしていると話の内容がつかめず不安になることがあります。マスクをはずしてお話ししくださると助かります。
- 手話通訳者が同行している時があります。相手の話を知りたい…自分の気持ちを伝えたい…というろう者の気持ちの表れと理解して、通訳者は必要ないなど拒否しないようお願いします。
- 話合いの場にろう者がいる場合は、聞こえる人たちだけで話を進めずに、本人にも伝わるコミュニケーション方法で伝えるように心がけてください。集会や会議などで、事前にろう者が出席することが分かる場合には、手話通訳を依頼しておくのも良いでしょう。

手話を学ぼうⅠ

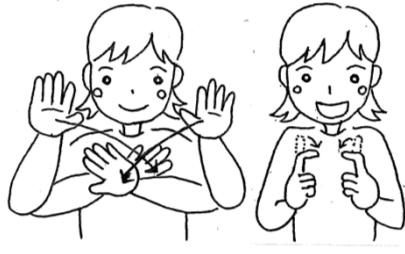
～あいさつをしてみましょう～



おはよう



こんにちは



こんばんは



ありがとう



すみません

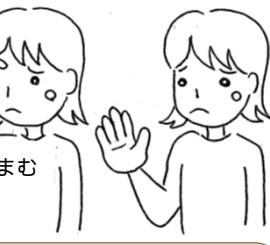


おつかれさま

左手甲に直角にのせた
右手を上にあげる

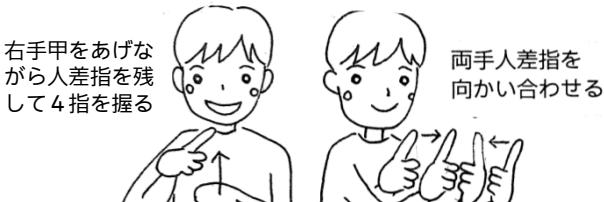
2指で眉間につまむ

左腕を右手こぶしで
2回たたく



手話を学ぼうⅡ

～会話をしてみましょう～



はじめまして



わたしの名前は〇〇です



よろしくお願いします

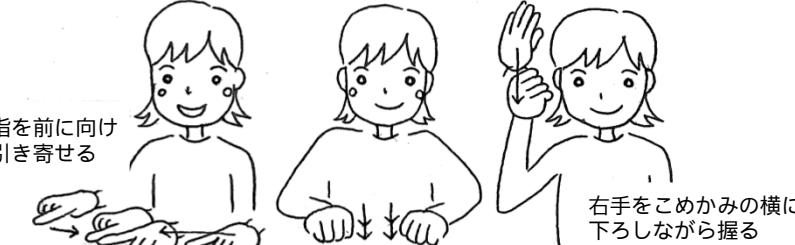


手話はできますか?



できません (難しい)

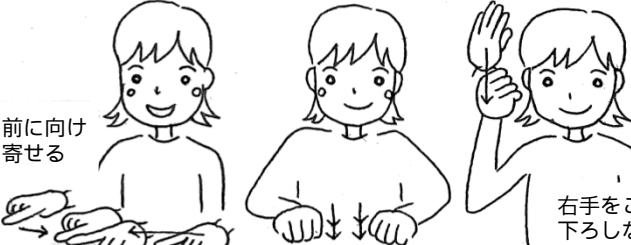
両手人差指を前に向け
左右から引き寄せる



一緒に頑張って覚えましょう

右手指先を左胸上から
右胸上にあてる

右手をこめかみの横に
下ろしながら握る



手話を学ぼうⅢ

～緊急・災害時は・・・～



大丈夫?

5指を折り曲げ
胸をたたく



危険 (あぶない)

左手親指を立て
右手掌で前に
2回たたく



助ける

左手親指を立て
右手掌で手前に
2回たたく



助けて



分かる

右手指先で右胸
脇



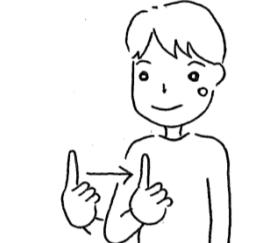
分からぬ



苦しい



痛い



ケガ

4指を折り曲げ
指先を両手同時に
体に引き寄せる



必要



行く



来る



両手を握って
逃げる動作



場所 (どこ)



学校



安心



両手掌を上に向
け



火事



台風

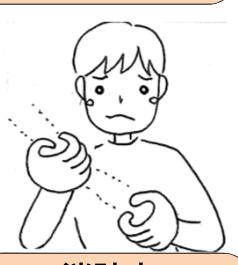


大雨



救急車

左手で右手首をつかみ
右手5指をくるくると
回しながら前に出す



消防車

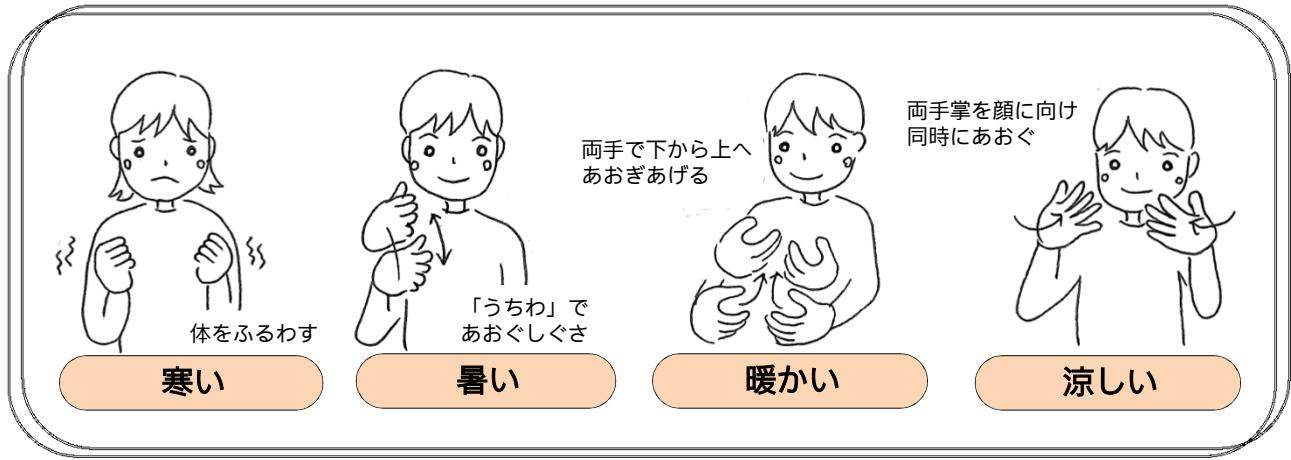


警察

丸めた左手2指を
額の上部にあてる



待つ



・・指文字・・

*この文字は相手から見たものです

あ	か	さ	た	な	は	ま	や	ら	わ
い	き	し	ち	に	ひ	み	ゆ	り	を
う	く	す	つ	ぬ	ふ	む	よ	る	ん
え	け	せ	て	ね	へ	め	濁音	れ	促音
お	こ	そ	と	の	ほ	も	半濁音	ろ	長音

・・数字・・

*この文字は相手から見たものです

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
11	15	20	30	40	50	55	100	千	万

郡山市手話言語条例

人間は、言語によって自分の思いや考えを伝え、社会生活を営んできました。手話はろう者が手指の動きや表情などを使って、概念や意思を視覚的に表現する言語です。

私たちの住む郡山市は、住民と全国からの移住者が力を合わせ成し遂げた安積疏水の開さくや安積開拓からわかるように、歴史的に人と人が交流しながら成長を続けてきたまちであり、今後さらなる発展を目指すには、市、市民及び事業者全てがお互いを理解し、尊重しながら信頼の絆で結ばれる社会を実現していくことが大切です。

これらを踏まえ、私たちは手話が言語であるとの認識に基づき、市全体が手話の理解に努め、ろう者が手話を使用しやすい環境づくりを推進することにより、全ての市民が共に生きる地域社会を築いていくことを決意し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及に関して基本理念を定め、市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本的事項を定めることにより、全ての市民が共に生きる地域社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話の理解及び普及は、手話を必要とする人が手話により意思疎通を図る権利を有しており、その権利を尊重することを基本として、行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話の理解及び普及を図り、手話を必要とする人が手話を使用しやすい環境を整備するため、必要な施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第5条 市は、次の各号に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 手話の理解及び普及に関すること。
- (2) 手話による情報発信及び情報取得に関すること。
- (3) 手話による意思疎通支援に関すること。
- (4) 手話通訳者の設置及び処遇の改善に関すること。

2 市は、施策と市が別に定める障がい者の福祉に関する計画との整合性を図るものとする。

(手話を学ぶ機会の確保)

第6条 市は、ろう者、手話通訳者、手話奉仕員及び手話を使用することができる者と協力して市民が手話を学ぶ機会の確保を図るものとする。

(手話を用いた情報発信)

第7条 市は、手話を必要とする人が市政に関する情報を正確かつ速やかに得ることができるよう、手話を用いた情報発信に努めるものとする。

(手話通訳者等の確保及び養成等)

第8条 市は、手話通訳者及び手話奉仕員の養成及び手話技術の向上を図るものとする。

(学校における手話の普及)

第9条 学校の設置者は、手話の理解及び普及を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、学校において児童、生徒及び教職員に対する手話を学ぶ機会を提供するよう努めるものとする。

(医療機関における手話の普及)

第10条 医療機関の開設者は、手話を必要とする人が手話を使用しやすい環境を整備するために、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、医療機関において手話を使用しやすい環境を整備するために手話通訳者を派遣する制度の周知等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者への支援)

第11条 市は、手話を必要とする人が手話を使用しやすい環境を整備するために事業者が行う取組に対して、必要な支援を講ずるよう努めるものとする。

(災害時の対応)

第12条 市は、災害時において、手話を必要とする人に対し、情報の取得及び意思疎通の支援に必要な措置を講ずるものとする。

(情報通信技術の活用)

第13条 市は、この条例に定める諸施策に関し、情報通信の技術を活用するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第14条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な限度において財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他の意思疎通支援の推進)

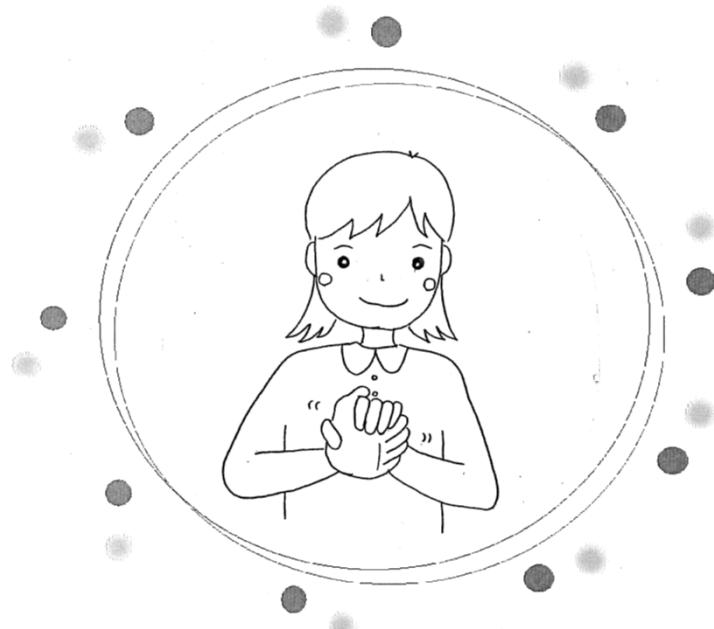
第15条 市は、聴覚障害の特性に応じ、手話のほか要約筆記の活用等、意思疎通の支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。



手話通訳者の派遣・手話講座等に関するお問合せは・・・

郡山市保健福祉部障がい福祉課

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号

TEL 024-924-2381 FAX 024-933-2290

Email shougaifukushi@city.koriyama.fukushima.jp



印刷：郡山市総務部総務法務課